

原発事故子ども・被災者支援法に基づく  
被災者支援に関する意見書

2012年6月21日に議員立法により制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、政府は、去る10月11日に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」を閣議決定したが、同法の施行から1年以上も経過してから閣議決定されたこの方針をめぐっては、被災者、支援団体などから問題が指摘されてきた。

同法は、政府指示の避難区域よりも広い地域を「支援対象地域」と指定し、そこで生活する被災者、そこから避難した被災者の双方に対する支援を規定しているが、この方針では、「支援対象地域」を福島県内の33市町村に限定するとともに、それ以外の地域は、除染や健康診断など個別の施策ごとに「準支援対象地域」として認定するものとしている。

事故による放射能汚染は、福島県に限らず、広範に広がっており、この方針に基づく支援対象地域への施策はもちろんのこと、準支援対象地域の設定等においても、各地域の状況に応じたきめ細やかな対応が必要である。

よって、政府においては、十分な復興予算を確保し、福島県内外の被災者や支援者などの要望に寄り添ってきめ細かに関連施策を進めることで復興を加速させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）11月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣

（提出者）全議員